

秋田県公報

目 次

教育委員会規則
 ○秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則（一・教育庁総務課）……………1

教育委員会規則

秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年一月十日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第一号

秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会が保有する行政文書の公開等に関する規則（昭和六十二年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行政文書公開請求書（様式第一号）による」を「別に定める様式による請求書により行う」に改め、同条第二項中「行政文書公開請求書」を「に規定する請求書」に改める。

第三条から第五条までを削る。

第六条中「次の各号に掲げる」を「当該」に、「の種別に応じ、当該各号に定める方法」を「を専用機器により再生したものの視聴、用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は電磁的記録に係る記録媒体に複写したものの交付」に、「当該各号に定める方法」を「これらの方法」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とする。

第七条第二項中「（行政文書を複写したものと並びに前条第二号に規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものを含む

以下この項、次項、次条及び第九条において同じ。）」を削り、同条を第四条とする。

第八条の見出し中「作成方法等」を「交付部数」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を第五条とし、第九条を第六条とし、第十条を削る。

第十一条の見出し中「等」を削り、同条第二項を削り、同条を第七条とし、第十二条を第八条とし、本則に次の一条を加える。

（補則）

第九条 この規則に定めるもののほか、教育委員会が保有する行政文書の公開等に関し必要な事項は、別に定める。

様式第一号から様式第十二号までを削る。

附 則

この規則は、平成十九年二月一日から施行する。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄